

# 1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書（例）

株式会社〇〇電気（以下「会社」という）と株式会社〇〇電気 従業員代表 福岡太郎（以下「従業員代表」という）は、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

## （勤務時間）

第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年を平均して週40時間を超えないものとする。

1日の所定労働時間は 7時間45分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

始業： 8時00分 終業： 17時00分

休憩： 12時00分～13時00分 及び 15時00分～15時15分

## （起算日）

第2条 変形期間の起算日は、令和6年4月1日とする。

## （休日）

第3条 変形期間における休日は99日とし、別紙「年間休日カレンダー」のとおりとする。

## （時間外手当）

第4条 会社は、第1条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

## （対象となる従業員の範囲）

第5条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

(1) 18歳未満の年少者

(2) 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(3) 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

## （特定期間）

第6条 特定期間は定めないものとする。

## （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、起算日から1年間とする。

自署又は押印が必要です。

令和 6年3月〇〇日

株式会社〇〇電気 代表取締役 博多一郎



株式会社〇〇電気 従業員代表 福岡太郎

